

新型コロナウィルスの感染拡大による生活困窮者自立支援事業への影響について

1. 相談件数の増加

3月下旬からの相談件数の増加は4月に入ってより顕著になり、前年同月との比較では受託している多くの自治体で300%を超え、増え方が顕著な自治体では900%を超えている。住居確保給付金に関する相談も特に大規模自治体では200件近く寄せられており、こういった状況に鑑み自治体窓口でも住居確保給付金の受付を行っているケースもある。

表1 新規相談件数推移

自治体（人口）	1月	2月	3月	4月	前年4月	前年同月比
船橋市（64万人）	82	88	114	388	101	384%
柏市（43万人）	104	88	93	260	89	292%
佐倉市（17万人）	26	26	31	131	30	437%
四街道市（9.4万人）	22	16	52	164	18	911%
白井市（6.3万人）	15	10	17	124	14	886%
印西市（10万人）	11	11	12	36	12	300%
栄町・酒々井町（4.1万人）	8	9	6	30	5	600%

※各数値は暫定的なものです。

図1 新規相談件数推移



2. 相談窓口の状況

4月の相談件数は、通常の人員配置では全く想定されていないレベルの膨大な数である。結果、現場では相談員が疲弊しており、住居確保給付金関係の事務手続きの煩雑さがさらに負担となっている。保育園の休業にともない、子育て中の相談員が出勤できないケースも発生し、現場の人手の逼迫に拍車がかかっている。

所長が相談対応に入らざるを得ず、相談員のスーパーバイズやフォローができない。職員のメンタルへの影響から、欠勤する職員も出始めている

一方、就労準備支援事業におけるセミナー等のプログラムは各自治体においてほぼ休止状態であるため、就労準備支援事業の担当者が自立相談の応援に入っているが、それでも相談窓口の人手は足りない状況である。また、就労準備支援事業ではZOOM等を利用した在宅でのプログラムが実施されている例もある。

緊急で自立相談支援員の増員が行われた自治体も1か所あるが、他の自治体ではまだ増員は具体化していない。

3. 新型コロナウイルス感染防止の取組み

新型コロナウイルス感染防止策としては、透明な仕切りの設置、面談は最小限にし事前予約にする、書類関係は郵送でやりとりする、発熱や濃厚接触の事前聴き取り、職員・相談者の検温などが各窓口で実施されている。ただ、それでも感染リスクをゼロにすることはできないため相談員は常に感染の危険に曝されているといえる。

感染発生時に相談機能が完全停止することを防ぐため、分散勤務を試験的に実施している窓口もあるが、分散勤務は窓口に出る職員が少なくなるため、更に負荷がかかってしまうというジレンマに陥っている。

4. 相談の傾向

早期就労が可能な相談者が増えていて相談者の“層”が以前と違ってきている。これまで通常の生活を送っていた方が困窮状態に陥るまでがとても早い。一ヶ月収入が途絶えると生活が出来なくなってしまう人たちが実は沢山いる。内容によっては、ライフライン業者や金融政策公庫、商工振興課など、幅広く支払方法や貸付相談などに調整を図る必要が生じている。

市社協だけではなく県社協やライフライン業者、不動産業者、国税庁など、幅広い機関からの紹介ケースが出てきている。

リーマンショック時のように派遣社員の派遣切りが多発していることに加え、今回はフリーランスや自営業の方に大きな影響が出ている。

留学生の相談もあるが、そもそも在留資格によっては就職活動ができる状態でないなど住居確保給付金を使えないケースもある。

ネットカフェにいた方、社員寮から追い出された方などホームレス状態の方の相談も増えており住まい探しの対応もしている。一方、持ち家だが収入が減ったことで生活に困窮している相談もある。

飲食業や一人親方などの個人事業主からの相談も増えている。事業の方は無利子・無担保貸付や持続化給付金を受けつつ、生活費の方は総合支援資金で持たせようとしているケースもあるが、そもそも新型コロナがいつ収束するかもわからず、借りたお金が尽きるのが先か、事業が立ち直るのが先か、という先行きが極めて不透明な状況に置かれている。

5. 今後、予想されること

- ・新型コロナウイルスの感染拡大は第2波、第3波が予想されており、実体経済への影響は長く続くと思われる。このことで現在はまだ持ちこたえている“層”がさらなる新規相談者となり相談件数の増加が継続する。
- ・再就職が難しい相談者が継続ケースとして滞留する。
- ・緊急小口資金・総合支援資金の返済ができない相談者の急増。今度は貸付の支援を受けられない。
- ・ひきこもり状態の方が経済困窮から表面化する。精神疾患を抱える方の状態が悪化する。
- ・雇用市場が冷え込み、就労支援の相談が増加する。
- ・保育園や介護施設の閉所から出勤できない相談員が増える恐れがある。
- ・相談件数が多い状態と感染への不安が継続することによる相談員の疲弊・メンタルダウン。

6. 求められる対策

- ①自立相談支援事業の体制強化（人員増）について、例えば「人口〇万～△万人の自治体には一名増員する」など、体制強化を全国一斉に具体化する大胆な施策。
- ②行政関係の求人情報の共有や、ハローワークにおいて新型コロナウイルスの影響で失業した人をターゲットにした集中的な就労促進施策。
- ③ハローワーク、サポステ、障害者就業・生活支援センター、ひきこもり支援センター、商工振興課等による分野横断的な就労支援ネットワークの構築。
- ④企業開拓員の配置。
- ⑤就労準備支援事業において在宅でのプログラムを実施するためのハード（タブレットPCや無線wifiルーター等）の提供・貸出。各自治体で簡単に導入できるプログラムの開発・配布。

- ⑥業務支援ツールの分散勤務への対応。相談員が在宅勤務をしても家から業務支援ツールにアクセスでき、業務携帯と PC さえあれば一定の相談活動が行える環境整備(セキュリティ対策含む)。
- ⑦今回、大挙して相談に訪れている“層”がもともとどのような業種において、どのような雇用形態で働き、どのような所得水準であったのかの分析。また、こうした経済的脆弱性を持った階層が日本社会にどの程度いるのかの試算。そして試算に基づいた体制整備と新たな支援策の考案。
- ⑧生活保護制度の見直しや柔軟な運用。例えば、短期間で自立が見込める場合には、扶養調査を行わない、自動車の所有をより広く認める、各種ある扶助の単給など。